

福井県あわら市

人口：約29000人
世帯数：約1万世帯
観光客：約188万人

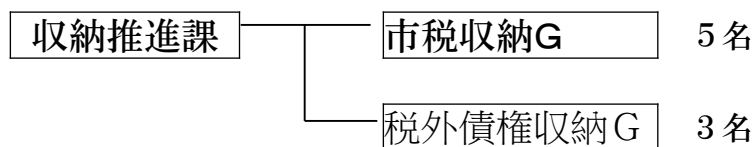


「関西の奥座敷」と呼ばれる
県内随一の温泉街

1 収納推進課税外債権グループの生い立ち

- 平成19年4月 税務課に「**収納対策室**」(4名)を設置
- 平成20年4月 収納対策室から「**収納推進課**」(6名)へ組織替え
- 平成25年4月 「**あわらし債権の管理に関する条例**」施行
収納推進課に「**税外債権収納グループ**」(3名)を設置

H29.4.1現在



2 税外債権グループの事務分掌

- (1) 市が保有する金銭の給付を目的とする債権（市税及び国民健康保険税を除く。以下「税外債権」という。）の管理及び滞納対策の総括に関する事。
- (2) 税外債権の賦課及び収納に係る情報の調査に関する事。
- (3) 当該税外債権の所管課から徴収困難なものとして移管された債権（以下「移管債権」という。）の管理に関する事。
- (4) 移管債権の回収に係る所管課との調整に関する事。
- (5) 移管債権の滞納処分等に関する事。
- (6) 移管債権に係る強制執行、支払督促、相殺等に関する事。
- (7) 移管債権の放棄に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、税外債権及び移管債権の収納に関する事。

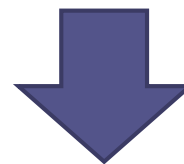
3 あわらし債権管理条例と債権管理適正化指針

あわらし債権管理条例

- 第1条 趣旨
- 第2条 定義
- 第3条 法令等との関係
- 第4条 市長の責務
- 第5条 債権管理台帳の整備
- 第6条 納入の通知及び督促
- 第7条 履行期限の繰上げに係る通知
- 第8条 債権の申出等
- 第9条 市の公債権に係る督促手数料
- 第10条 強制徴収公債権に係る延滞金
- 第11条 非強制徴収公債権に係る延滞金
- 第12条 私債権に係る遅延損害金等
- 第13条 強制執行等
- 第14条 徴収停止
- 第15条 徴収の停止の取消し
- 第16条 履行延期の特約等
- 第17条 履行延期の特約等に付する条件
- 第18条 免除
- 第19条 非強制徴収公債権等の債権の放棄
- 第20条 個人情報の取扱いの特例
- 第21条 委任

あわらし債権の管理に関する条例

債権管理に関する事務取り扱いを規定。督促手数料や延滞金等の徴収、債権の放棄に関する条項を設け、管理の適正化を図る。



あわらし債権管理適正化指針

債権管理に関する統一見解を条例に即して検討。債権の性質や状況、回収に係るコストを勘案し、最も適切な手法を選択するための判断基準を策定。

4 あわらし債権管理推進連絡会議・事務連絡会議

目的

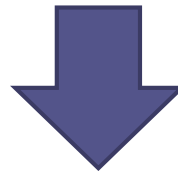
- ・債権管理に係る各部署の連携強化、情報の共有
- ・各部署の未収金削減に向けた取り組みへの総括的な指導、調整

開催時期

年2回、5月と1月に開催

構成

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| ・ 監理課 | ・ 市民課 | ・ 生活環境課 | ・ 福祉課 |
| ・ 子育て支援課 | ・ 健康長寿課 | ・ 建設課 | ・ 文化学習課 |
| ・ 給食センター | ・ 上下水道課 | | |



債権ヒアリングの実施

債権の処理方針の検討
移管債権の検討

5 債権管理の手引き

債権所管課向けに、債権管理の実務に必要な知識や手法を整理したもの
あわら市債権管理推進連絡会議・担当者会議や庁内研修にて配布

1 債権の分類

債権の種類
主な市の債権の性質と分類

2 債権の時効

各債権の時効、時効期間について
時効の進行と時効中断について

3 債権管理の実施

督促と催告
分納誓約と履行延期の特約
債務者が死亡したときの対応
連帯保証人に対する対応

4 債権の回収

滞納処分と強制執行
強制執行の実地にあたって(債務名義の取得)

5 滞納処分の執行停止・徴収の停止

滞納処分の執行停止
徴収停止

6 債権の消滅、債権の放棄

強制徴収公債権の消滅
非強制徴収公債権及び私債権の放棄

7 滞納情報の取扱い

個人情報の保護
各債権に係る個人情報の収集及び共有
個人情報の保管等について

8 円滑な債権回収の実施に向けた環境整備

あわら市債権管理に関する条例の制定
法的手続きの専門組織の設置

9 債権回収に係る今後の方針

強制徴収公債権に関する対応
非強制徴収公債権及び私債権に関する対応

6 債権の種類

分類	公法上の債権			私法上の債権
	類型①	類型②	類型③	類型④
	強制徴収公債権		非強制徴収公債権	私債権
	地方税	<ul style="list-style-type: none"> ・分担金、加入金、過料 ・法律で定める使用料その他の収入 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律による定めのない使用料、手数料 	財産収入、貸付金等
債権の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・市税 ・国保税 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料 ・下水道受益者負担金・分担金 ・後期高齢者医療保険料 ・生活保護法第78条徴収金 ・道路占用料 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設使用料 ・一般廃棄物処理手数料 ・放課後児童健全育成事業負担金 ・生活保護費第63条返還金 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅使用料 ・学校給食費 ・水道料金 ・幼保連携型認定こども園料 ・各種貸付金

7 訴訟・支払督促について

あわら市の専決処分事項

- ・督促異議における訴えの提起並びに当該訴訟に係る和解又は調停に関する事
- ・1件100万円以下の和解又は調停に関する事



平成29年9月1日一部改正

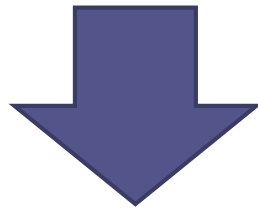
「少額訴訟に係る訴えの提起、和解及び調停に関する事」を追加

平成29年11月まで

H28年度	支払督促	放課後児童健全育成事業負担金 生活保護第63条返還金及び水道料金 水道料金	1件 1件 1件
H29年度	少額訴訟	生活保護費戻入金及び水道料金	1件

8 今後の債権管理について

- 各部署における適正な債権管理の推進
- 債権管理担当者の意識や知識の向上
- 債権管理の手法の承継
- 困難案件を中心に債権整理



債権の未納を未然に防ぐとともに
未収債権の縮小を図る